

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 〒416-0906 :清水営業所

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail rikka@info.co.jp

特定化学物質障害予防規則等が改正されました。

1. 酸化プロピレン
2. 1,1-ジメチルヒドラジン

は、表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質になりました。

3. 1,4-ジクロロ-2-ブテン

は、表示対象物になり、発散抑制措置が必要になります。

4. 1,3-プロパンスルトン

は、表示対象物になり、接触によるばく露防止措置が必要になります。

これらの改正政省令は、平成23年4月1日から施行・適用されます。

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いします。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

富士本社 営業部

鈴木保
望月久彰

作業環境測定

富士本社 環境分析部 分析1課
(作業環境測定 担当)

中西正彦
青柳容子

局所排気装置・プッシュプル型換気装置 排気対策

富士本社 労働安全・衛生コンサルタント
労働衛生コンサルタント
環境技術部

目黒輝久
尾崎克年
後藤明雄

1. 今回の改正による物質ごとの主な規定の適用(一覧)

 今回新たに義務付けられた規定

法令	条文	派遣	物質名		酸化プロピレン	1,1-ジメチルヒドラジン	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1,3-プロパンスルトン
			規制内容					
安衛法	57	-	表示					
	57の2	-	文書の交付					
	59	先	労働衛生教育(雇入れ時等)					
	88	先	計画の届出					
特定化学物質障害予防規則	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式				
				局排				
				プッシュプル				
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	密閉式				
				局排				
				プッシュプル				
	7	先	局排の性能 (ppm)		2	0.01	0.005	
	8	先	局排等の稼働時の要件					
	12の2	先	ぼる等の処理					
	13~20	先	漏えいの防止(特定化学設備)					13-17
								20
	21	先	床の構造					
	24	先	立入禁止措置					
	25	先	容器等					
	27	先	作業主任者の選任					
	29~32	先	定期自主検査					
	36	先	作業環境の測定	実施				
				記録の保存	30年	30年		
	36の2	先	測定結果の評価 管理濃度 (ppm)					
					2	0.01		
	36の3	先	評価の結果に基づく措置					
	37	先	休憩室					
	38	先	洗浄設備					
	38の2	先	飲食等の禁止					
	38の3	先	掲示					
	38の4	先	作業記録					
	38の17	先	特別規定					
	38の19	先						
	39, 40	先	健康診断	雇入れ、定期				
				配転後				
記録の保存								
41	先	健康診断結果の報告						
42	先	緊急診断						
43	先	呼吸用保護具						
44	先	保護衣等						
45	先	保護具の数等						
53	先	記録の報告						

当該条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条の17又は第38条の19)で定めていることを示す。
 「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。
 「先」:派遣先事業者 「元」:派遣元事業者
 「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

2. 酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンについての主要な措置

容器・包装への表示

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。
(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

- 酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンの製造・取扱い作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

発散抑制措置等

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います。)を製造し、または取り扱う作業全般について、対象物から発散するガス、蒸気に労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から、3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- 1 対象物の製造工程の密閉化
- 2 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- 1 対象物の製造工程 (特化則第4条)
- 2 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場 (特化則第5条)
 - ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
 - ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等
 - ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること (特化則第7、8条)
(局所排気装置の抑制濃度は、酸化プロピレン 2 ppm、1,1-ジメチルヒドラジン 0.01 ppm)
 - ② 定期自主検査、点検を行うこと (特化則第29、30、32、33、34の2、35条)
 - ③ 設置計画の届出 (安衛則第86、88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

漏えい防止のための措置等

1⑦⑧、2⑦⑧、3②以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から、1⑦⑧、2⑦⑧は平成23年4月1日より、3②は、特定化学設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

特定化学設備について

- 1 漏えいの防止措置等
- 2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等
- 3 点検、労働基準監督署への届出等

- 1 漏えいの防止措置等
- 2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等
- 3 点検、労働基準監督署への届出等
 - ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検 (特化則第31、32、34、34の2、35条)
 - ② 特定化学設備の設置等の計画の届出 (安衛則第86、88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

作業主任者

対象物の製造・取扱い作業では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせる必要があります。
注)試験研究のため取り扱う作業を除く (特化則第27条及び第28条) 平成24年4月1日より適用

作業環境測定

対象物を製造・取り扱う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行う必要があります。
(特化則第36条～第36条の4) 平成24年4月1日より適用

- 6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- 測定の記録及び評価の記録は30年間保存

物質名	管理濃度	物質名	管理濃度
1,1-ジメチルヒド ラジン	0.01 ppm	酸化プロピレン	2 ppm

健康診断

対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。
(特化則第39条～第42条、別表第3～第5) 平成23年4月1日より適用

- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施

その他の措置

平成23年4月1日より適用

3. 1,4-ジクロロ-2-ブテンについての措置

容器・包装への表示

1,4-ジクロロ-2-ブテン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

規制の対象となる作業と含有率

- 1,4-ジクロロ-2-ブテンの製造・取扱い設備から試料を採取し、または当該設備の保守点検を行う作業
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

発散抑制措置

(特化則第38条の17)

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に新たに設けた作業場所には、設けた時点から。3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- 1 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること。
- 2 1の措置が著しく困難な場合、または臨時の作業を行う場合は、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等
 - ① 構造性能等について一定の要件を満たす必要があること
(局所排気装置の場合の抑制濃度0.005 ppm)
 - ② 定期自主検査、点検を行うこと
 - ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、88条および別表第7) (設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

掲示

作業の記録

平成23年4月1日より適用

4. 1,3-プロパンスルトンについての措置

容器・包装への表示

1,3-プロパンスルトン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

規制の対象となる作業と含有率

- 1,3-プロパンスルトンの製造・取扱い作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

接触によるばく露防止措置

(特化則第38条の19)

①～⑧、⑫は、平成24年4月1日より。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。⑨～⑪、⑬～⑮は、平成23年4月1日より。⑯は、製造・取扱い設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

掲示

作業の記録

平成23年4月1日より適用